

## 北海道警察本部告示第198号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項の規定により、一般競争入札に参加する者に必要な資格を定めた。

なお、この資格に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける。

令和8年4月3日

北海道警察本部長 友井昌宏

### 1 資格及び調達をする特定役務の種類

令和8年度において道が締結しようとする(1)に定める契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格は、(2)に定めるものとし、当該契約により調達をする地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第2条第4号に規定する特定役務の種類は、(3)に定めるものとする。

- (1) 契約 令和8年4月3日に一般競争入札の公告を行うエアバス・ヘリコプターズ式EC135P3型機体（ぎんれい2号）3年定期点検の委託契約
- (2) 資格 エアバス・ヘリコプターズ式EC135P3型機体（ぎんれい2号）3年定期点検の委託契約に関する資格
- (3) 特定役務の種類 エアバス・ヘリコプターズ式EC135P3型機体（ぎんれい2号）3年定期点検

### 2 資格要件

平成16年北海道告示第447号の1の(1)、(3)及び(5)から(9)までによるほか、次による。

- (1) 過去5年間（令和3年度以降）において、1の(1)に定める契約と種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結し、かつ、誠実に履行した者であること。
- (2) 航空機製造事業法施行規則（昭和29年通商産業省令第52号）第5条第2号トに規定する区分の事業について、航空機製造事業法（昭和27年法律第237号）第2条の2による事業許可を受け、同法第9条第1項による航空機修理方法認可証（総重量3トン以上の回転翼航空機エアバス・ヘリコプターズ式EC135P3型に係るもの）を受けている者であること。
- (3) 製造者のエアバス・ヘリコプターズ社からエアバス・ヘリコプターズ式EC135P3型のメンテナンス&リペアーセンターとして認定を受けている者であること。
- (4) 航空法（昭和27年法律第231号）第20条第1項第3号及び第4号の規定により認定（エアバス・ヘリコプターズ式EC135P3型に係るもの。）を受けた認定事業場を有する者であること。

### 3 資格要件の特例

平成16年北海道告示第447号の2の(3)による。

### 4 資格審査の申請の時期、申請書類の入手方法及び申請の方法

- (1) 申請の時期 資格審査の申請は、令和8年4月3日（金）から同年5月7日（木）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178条）に規定する休日を除く。）の毎日午前9時から午後5時までの間にしなければならない。
- (2) 申請書類の入手方法 資格に関する事務を担当する組織で交付する。  
なお、郵送による交付を希望する場合は、A4判用紙が入る返信用封筒（宛先を明記したもの）及び重量100グラムに見合う郵便料金に相当する郵便切手又は国際返信切手券を添えて、

資格に関する事務を担当する組織に申し込むこと。

また、北海道警察本部のホームページ (<https://www.police.pref.hokkaido.lg.jp/info/soumu/sisetu/sisetuka.html>) においてダウンロードすることができる。

(3) 申請の方法 資格審査の申請は、資格に関する事務を担当する組織に、当該担当する組織の指示により作成した申請書類を提出することにより行わなければならない。

5 資格審査の再申請並びに資格の有効期間及び当該期間の更新手続並びに資格の喪失  
平成16年北海道告示第447号の3の(1)及び(2)、4の(1)及び(3)並びに5の(2)による。

6 その他

2の(1)に定める「1の(1)に定める契約と種類及び規模をほぼ同じくする契約」とは、履行額が4,000万円以上のヘリコプターの修理、改造又は整備に係る契約をいう。

7 資格に関する事務を担当する組織

- |       |   |                               |
|-------|---|-------------------------------|
| (1) 名 | 称 | 北海道警察本部総務部施設課                 |
| (2) 所 | 在 | 地 郵便番号 060-8520 札幌市中央区北2条西7丁目 |
| (3) 電 | 話 | 番 号 011-251-0110 内線 2301      |